

久留米市小規模保育事業所改修費等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、保育需要の受け皿の確保によって待機児童解消を図ることを目的として、賃貸物件等を活用した小規模保育事業所（児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（以下「小規模保育事業」という。）を行う事業所）の改修等に要する経費に対し、予算内で補助金を交付するものとし、その交付については、久留米市補助金等交付規則(昭和50年久留米市規則第5号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象者)

第2条 この補助金の交付の対象者は、子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第43条の規定により、特定地域型保育事業者（小規模保育事業に限る。）として市長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」（平成30年10月17日厚生労働省発子1017第5号）の別紙に定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」（以下「国交付要綱」という。）の3（12）に定める保育所等改修費等支援事業のうち、「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第30号）の別添1に定める「保育所等改修費等支援事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）の3（2）に基づき実施する事業とする。

(交付の対象除外)

第4条 この補助金の交付の決定前に対象事業にかかる入札・契約・工事に着手した場合については、この補助金の交付対象としない。ただし、補助金の交付の決定前に市長が補助金の交付を内示した場合であって、当該内示日以降に入札・契約・工事に着手したときは、この限りではない。

(対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国交付要綱別表に規定するものとし、次に掲げる費用は含まないものとする。

- (1) 土地や既存建物の買収、土地の整地等の施設整備を目的とする費用
- (2) その他必要な経費として適当と認められないもの

2 補助対象経費のうち、賃借料については、賃貸借契約締結日から開所日の前日までに発生す

るものに限り礼金等を含み、敷金及び保証金等の預かり金を除く。ただし、礼金等に関しては賃借料の3か月分を上限とする。

- 3 前項に規定する賃貸借契約日が事業採択年度よりも前の年度であった場合、事業採択年度分のみを補助対象経費とする。

(交付額の算定方法)

第6条 補助金の額は、国交付要綱に規定する基準額と補助対象経費を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を限度として、予算の範囲内で市長が定める額とする。この場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 この補助金の交付の申請をしようとする者は、様式第1号により別に指示する期日までに市長に申請しなければならない。また、交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合においても、同様の申請をしなければならない。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付決定を行い補助対象事業者の様式第2号により通知するものとする。

- 2 市長は、前条の規定による申請があった場合において、やむを得ない事由により早期に交付決定することが困難な場合において、交付目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金等の交付予定額を補助対象事業者に内示するものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付の決定には、国交付要綱の6(1)から(8)までに準ずる条件が付されるものとする。ただし、(1)から(4)まで及び(8)中「厚生労働大臣」とあるのは「市長」と、(5)及び(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「市長の承認」と、(6)及び(8)中「国庫」とあるのは「市」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(5)の規定中「50万円」とあるのは、「30万円」と読み替えるものとする。

- 2 補助対象事業者は、交付を受けた補助金に係る関係書類を整備し、補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間

を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- 3 補助対象事業者は、市長から前項の書類の提出を求められたときは、速やかにこれを提出しなければならない。
- 4 事業を行うために締結する契約については、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- 5 補助対象事業者は、待機児童が解消されるまでの間、認可定員及び利用定員の減員を行わないよう努めなければならない。

(状況報告)

第10条 補助対象事業者は、交付の対象となった施設整備事業に係る工事に着手したときは、工事に着手した日から10日以内に様式第3号により、市長に報告しなければならない。

2 補助対象事業者は、交付の対象となった施設整備事業に係る入札を行う場合は、実施7日前までに様式第4号に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 業者選定の根拠となる理事会議事録等の写し

(2) 業者決定方法、指名業者、入札の実施予定日、予定価格を決定した理事会議事録等の写し

3 補助対象事業者は、入札を実施した場合には、工事請負契約の前日までに様式第5号に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 落札又は決定した場合は、工事請負契約書案の写し

(2) 入札が不調だった場合は、その後の対応を協議した理事会の議事録

4 補助対象事業者は、随意契約を行う場合は、工事請負契約の前日までに様式第6号に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 決定した場合は、工事請負契約書案の写し

5 補助金の交付の決定前に市長が補助金の交付を内示した場合であって、当該内示日以降に入札・契約・工事に着手したときは、第1項から第4項までの状況報告を行わなければならない。

(完了検査)

第11条 市長は、補助対象事業者が、補助事業を完了したときは、久留米市建設工事等検査要領(平成4年5月1日庁達第9号)に準拠した完了検査を行わなければならない。

(実績報告)

第12条 補助対象事業者は、前条の完了検査が完了したときは、その月から1月を経過した日又は申請年度の年度末のいずれか早い日までに様式第7号により、市長に報告しなければならない。

(額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月15日から施行し、令和3年4月1日から適用する。